

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

【洪水：沼田町洪水ハザードマップ】

当町には一級河川・石狩川の支流である雨竜川が流れている。

沼田町洪水ハザードマップによると、全ての地区の川沿い周辺で 10.0m 未満の浸水が想定されているが、商工業者の多数が店舗を構える市街地及び周辺地区においてはほぼ浸水の恐れはないとされている。



【出典：沼田町洪水ハザードマップ】

地区名	想定される浸水深	商工業者数
市街地・周辺地区	0.5～10.0m 未満	118
東部地区	0.5～10.0m 未満	3
北西部地区	0.5～10.0m 未満	5
西部地区	0.5～10.0m 未満	3

【土砂災害：沼田町洪水ハザードマップ】

沼田町洪水ハザードマップによると、北西部地区・沼田、東部地区・共成の一部が地滑り危険区域になっている。また、北西部地区の恵比島・真布、東部地区・更新の一部が土石流危険区域エリアとなっているが、何れも主要道路を避けた農業地帯となっている。



【出典：沼田町洪水ハザードマップ】

【地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS】

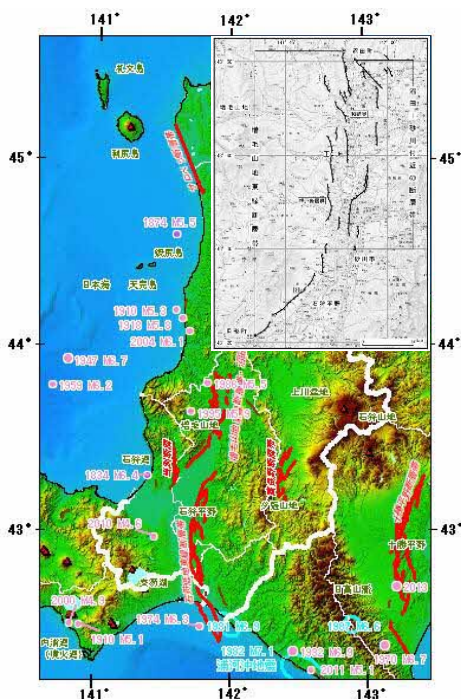
地震調査研究推進本部によると、当町に影響を与える地震は、5個の断層帯による地震が想定され、そのうち影響が大きいと考えられるのは「増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯」となっており、震度6強の地震が想定されているが、発生確率は0.6%以下となっている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率は26%以下となっている。

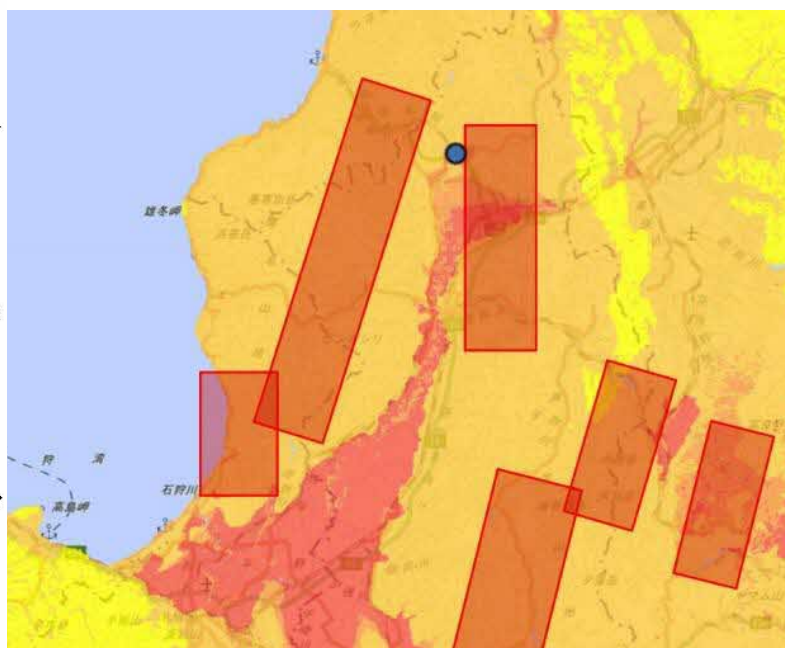
しかし、1986年の空知地方北部の地震(M5.5)や1995年の空知地方中部の地震(M5.9)が発生、共に震度5を観測しているため警戒が必要である。

また、2018年の胆振東部地震によるブラックアウトの影響により、電源が確保できないことによる冷蔵・冷凍商品の廃棄や物流が滞るなどの問題があり、対策が必要である。

断 層 名		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
富良野断層帯	西部	7.2程度	ほぼ0%～0.03%
	東部	7.2程度	ほぼ0%～0.01%
増毛山地東縁断層帯・ 沼田-砂川付近の断層帯	増毛山地東縁断層帯	7.8程度	0.6%以下
	沼田-砂川付近の断層帯	7.5程度	不明
当別断層		7.0程度	ほぼ0%～2%



〔出典：地震調査研究推進本部〕



〔出典：地震ハザードステーション〕

【その他】

当町は、これまでも地震・暴風雪による数々の災害に見舞われてきた。特に1986年の直下型地震、1988年の大雨、2004年の台風の影響により多大な被害を及ぼした。

当町の気候は、内陸型で四季の区別がはっきりしており、春期から初夏にかけてはやや乾燥し、夏期は温暖、秋期は比較的雨が多く、冬期は北海道でも有数の豪雪地帯である。

《主な災害発生記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害 (世帯)	農業被害 (ha)	土木被害 (件)	その他の被害 (件)	被害総額
S61. 11. 13	震害	沼田町付近直下型地震(震度5)	住宅(一部) 84 施設(一部) 10	—	道路 4 橋梁 3	排水路 3 ダム 1 他	約8億 7千万円
S63. 8. 25 ～8. 26	水害	前線による大雨被害	床上浸水 148 床下浸水 151	田 200 畑 80	道路 16 河川 4	林道 1 水道 4 他	約55億 9千万円
H16. 9. 8	風害	台風18号による強風被害	住家(一部) 117 非住家 141	田 69.4 畑 11.7	商工業被害 23 営農施設 653	学校 4 他	約3億 4千万円

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 129社 (独自データ) ※R1.12 現在
- ・ 小規模事業者数 110社 (独自データ) ※R1.12 現在

【内 訳】

業 種	商工 業者数	小規模 事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	18	17	町内中心部に集積
製造業	9	5	町内中心部
卸売・小売業	36	31	町内中心部に集積
宿泊・飲食業	18	17	町内中心部、1件が山間部
サービス業他	48	40	町内中心部、一部広く分布
合 計	129	110	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
沼田町地域防災計画の策定	S38.3	H31.3 改正
防災訓練の実施	H30.7	
防災備品の備蓄	-	備蓄食料 (アルファ米 100 食等)、 飲料水 (120 本)、土のう、発電機、 衛生用品類 等

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
事業継続力強化計画認定制度の周知	R1.8	チラシ (中小企業庁) 配布 108 部

2 課題

- ・ 緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・ 実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・ 支援計画の考え方や内容を職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。

3 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・ 発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。
- ・ 職員の支援能力強化と保険・共済等知識の向上を図るため、勉強会等を開催する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。

○ 成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
建設業	18	17	2	2	2	2	2
製造業	9	5	0	0	1	0	0
卸売・小売業	36	31	1	2	1	2	1
宿泊・飲食業	18	17	1	1	1	1	1
サービス業他	48	40	2	2	2	2	2
合 計	129	110	6	7	7	7	6

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、第1期は50代以下及び後継者がいる小規模事業者を選定し、本計画期間において選定した全小規模事業者が策定するよう設定した。

○ 実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー 開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回
保険・共済普及 への体制づくり	保険・共済に対する助言を行える職員の育成	職員会議及び 勉強会開催	年1回
計画策定の支援 に係る内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者を円滑に支援するための職員間の連携	職員会議及び 勉強会開催	年1回

4 その他

- ・ 経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

沼田町	沼田町商工会
防災関連の情報提供	セミナー及び個別相談会の開催
事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	事業継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営支援及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、罹災時の損害保険・共済加入等）の重要性について説明を行う。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は令和3年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険㈱に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工 業者数 (独自データ)	小規模 事業者数 (独自データ)	策定件数(総数)					フォローアップ回数				
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
建設業	18	17	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
製造業	9	5	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
卸売・小売業	36	31	1	2	1	2	1	1	2	1	2	1
宿泊・飲食業	18	17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業他	48	40	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	129	110	6	7	7	7	6	6	7	7	7	6

- ・事業継続力強化支援評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果は当商工会HPへ掲載することで小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	沼田町産業創出課 商工観光G

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業創出課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助が第一とする。そのうえで、以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連動した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して連絡を取り、職員とその家族の安否報告を行う。
連絡方法の優先順位：①電話、②メール（ショートメール・Eメール）、③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・沼田町災害対策本部の方針に従い、当町産業創出課と連携を取り応急対策の実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、警報等の解除後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は以下を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想されるとき、若しくは被害が甚大であると予想されるとき ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、以下により被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

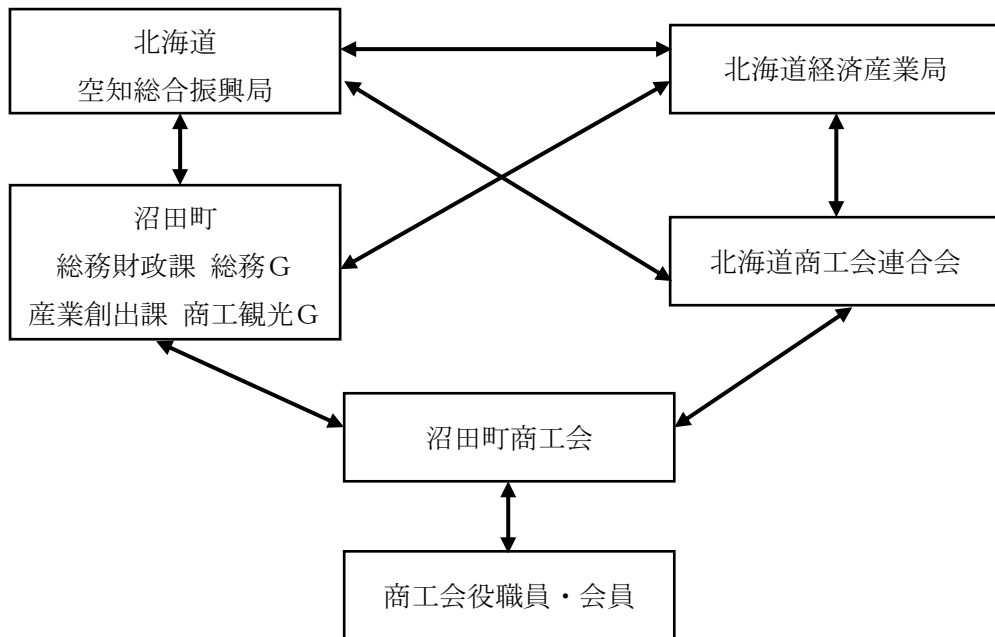
(3) 発生時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にてメール又はFAX等により報告し情報共有を図る。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ当町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報を、道の災害情報等報告取扱要領に基づき、指定する方法により空知総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。

[被害状況確認報告書様式]

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				

災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ当町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談のうえ安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

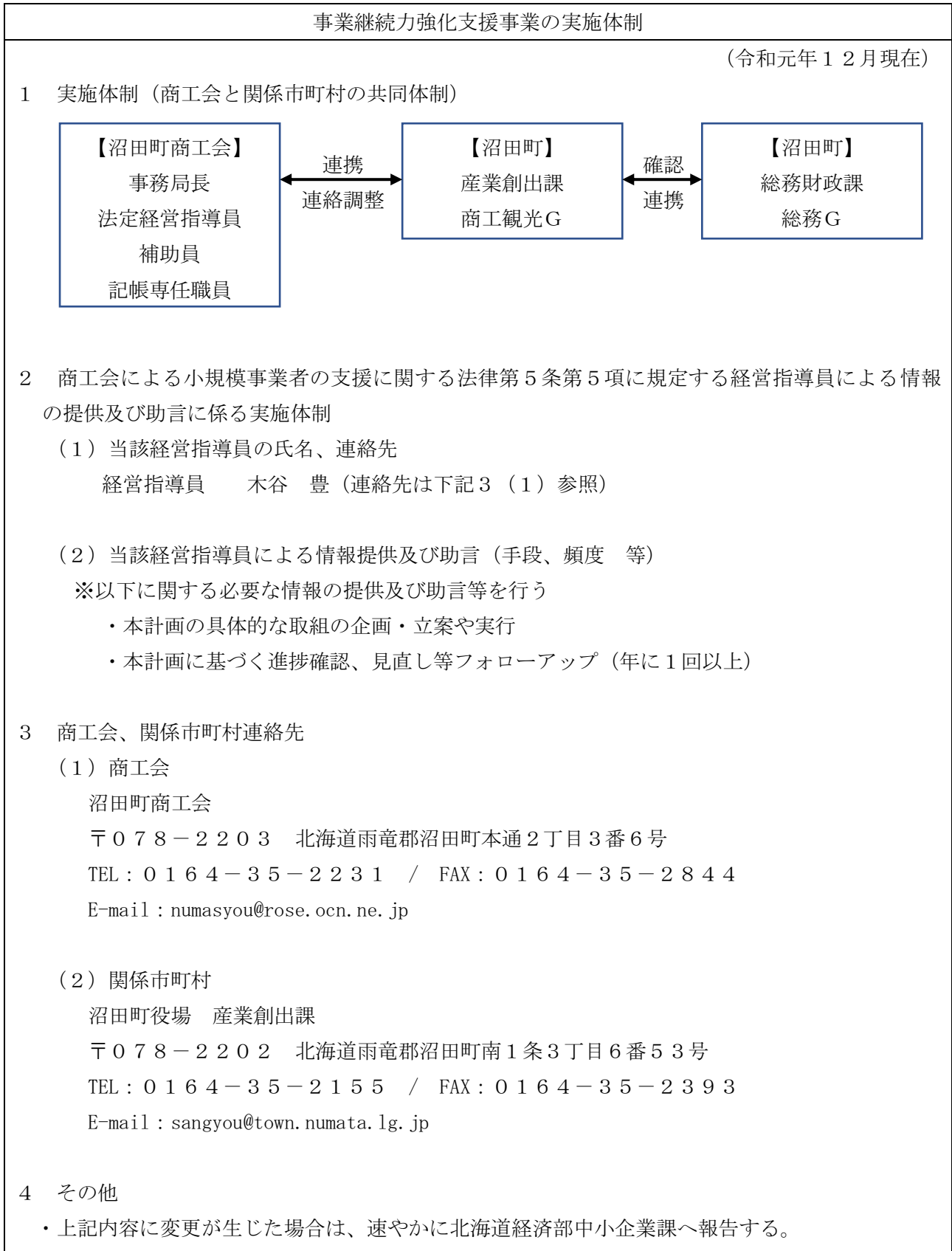
- ・沼田町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、北海道や北海道商工会連合会等に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、沼田町商工会及び沼田町のHPや広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位：千円)

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	必要な資金の額	50	50	88	88	88
・ 専門家派遣費	38	38	76	76	76	
・ セミナー開催費	6	6	6	6	6	
・ チラシ等作成費	6	6	6	6	6	

2 調達方法

資金の調達方法
会費収入、沼田町補助金、道補助金、事業収入 等